

旧資金運用部資金
旧簡易生命保険・公営企業金融公庫資金

補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

注 にしを付けること。

基本的事項

1 事業の概要

特別会計名： 簡易水道事業

事業名	簡易水道事業		
事業開始年月日	昭和40年6月5日	地方公営企業法の適用・非適用	適用 非適用
団体名	洞爺湖町	職員数 (H20. 4. 1現在)	0名
構成団体名			

注 1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記入すること。

2 財政指標等

資本費	4 2 7 円 (18年度)	公営企業債現在高(百万円)	8 3 6 (19年度)
累積欠損金 (百万円)		利益剰余金又は積立金(百万円)	-
不良債務 (百万円)	-	財政力指数	0.297 (19年度)
資金不足比率 (%)	-	実質公債費比率 (%)	28.5 (19年度)
		経常収支比率 (%)	98.8 (18年度)

注 1 資本費については、平成17年度又は平成18年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成18年度又は平成19年度の数値を、経常収支比率については、平成17年度又は平成18年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告数値を記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合はその構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記入すること。）。

2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないように留意すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 該当なし
〔合併期日：平成18年3月27日 合併前市町村： 虻田町 ・ 洞爺村 〕 合併後も簡易水道事業は水道事業と2つの会計に区分されたままとなっているが、平成24年度統合に向けて平成21年度までには簡易水道事業統合計画を策定予定

注 1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にしを付けた上で内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区 分	内 容
計 画 名	洞爺湖町簡易水道事業経営健全化計画
計 画 期 間	平成20年度から平成24年度
計 画 策 定 責 任 者	洞爺湖町長 長崎 良夫
既存計画との関係	洞爺湖町行政改革実施計画（平成18年度から平成22年度）
公表の方法等	洞爺湖町HP（議会へは各常任委員会にて説明予定）
基本方針	平成12年の有珠山噴火災害のダメージから完全復興していない町経済状況等を考慮しながら、安全な水の安定供給と健全な事業運営確立のため、次の項目の実施を健全化の基本方針とする。 経営のスリム化の推進 ・収入の確保 ・施設の計画的、効率的更新

注 計画期間については、原則として平成20年度から24年度までの5か年とすること。

基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利 5 % 以上 6 % 未満	年利 6 % 以上 7 % 未満	年利 7 % 以上	合 計
旧 資 金 運 用 部 資 金	繰上償還希望額	83.6	38.0		121.6
	補償金免除額	17.9	11.8		29.7
旧 簡 易 生 命 保 険 資 金	繰上償還希望額				
公 営 企 業 金 融 公 庫 資 金	繰上償還希望額				

注 1 旧簡易生命保険資金・公営企業金融公庫資金に係る公営企業経営健全化計画を作成する場合には「旧資金運用部資金」欄を空欄とし、旧資金運用部資金に係る公営企業経営健全化計画を作成する場合には「旧簡易生命保険資金」欄及び「公営企業金融公庫資金」欄は、それぞれ平成20年度に承認された公営企業経営健全化計画に計上された額を参考値として（ ）書きで記入すること（以下、6において同じ。）。

2 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

3 各欄の数値は小数点第 2 位を切り上げて、小数点第 1 位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること。

6 平成 20 年度以降各期における年利 5 % 以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利 5 % 以上 6 % 未満 (平成21年度末残高)	年利 6 % 以上 7 % 未満 (平成20年度末残高)	年利 7 % 以上 (平成20年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	簡易水道事業	83,597	37,958		121,555
合 計 (A)		83,597	37,958		121,555
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		83,597	37,958		121,555

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利 5 % 以上 6 % 未満 (平成21年度末残高)	年利 6 % 以上 7 % 未満 (平成21年度末残高)	年利 7 % 以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利 5 % 以上 6 % 未満 (平成20年度9月期残高)	年利 6 % 以上 7 % 未満 (平成20年度9月期残高)	年利 7 % 以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

注 1 地方債計画の区分ごとに記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

3 「上記のうち一般会計負担分」は、繰上基準等に基づく公営企業債に対する一般会計繰出金を記入する趣旨ではないこと。従って、例えば、下水道事業において一般会計が負担する雨水処理に係るもの等は含まないものであること。

財務状況の分析

区 分	内 容																				
財務上の特徴	合併に伴い旧洞爺村の簡易水道事業と旧虻田町の水道事業の2事業あり会計も2会計に分かれている。簡易水道事業の平成19年度の歳出に占める公債費の割合は、88%となっており、給水原価は232.8円である。これは、地域的な特性として小規模な集落が点在しており、その集落にそれぞれに簡易水道施設があるため、建設事業に多額の費用を要したことが大きな要因である。このため、赤字分については、一般会計からの繰入金で補填している状況である。																				
経営課題	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="513 631 689 672">課 題</td> <td data-bbox="689 631 1441 672">料金水準の適正化</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="513 672 1441 851">平成15年の改定以来、見直しを行っていないが、当町の家庭用10m³当りの料金1,364円は全国平均1,470円（H18.4.1）、0.5～1.5万人の同規模給水人口団体平均1,683円（同）を下回っている。平成21年度より上水道料金体系を基本とし3ヶ年での段階的統一を行う予定である。（上水道家庭用10m³ 1,942円）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="513 851 689 891">課 題</td> <td data-bbox="689 851 1441 891">給与水準・定員の適正化</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="513 891 1441 1025">平成19年度より支弁人件費を廃止している。平成21年度より予定している上水道との料金体系統一により平成23年度には、約8,600千円の増収が見込まれることから、人件費支弁のあり方も検討課題である。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="513 1025 689 1066">課 題</td> <td data-bbox="689 1025 1441 1066">資本投下の抑制</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="513 1066 1441 1178">建設事業の実施にあたっては、町行政評価システムに沿った事業の再評価を行い、緊急性・必要性を勘案しながら効率的な事業推進を図る必要がある。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="513 1178 689 1218">課 題</td> <td data-bbox="689 1178 1441 1218">維持管理コストの節減</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="513 1218 1441 1330">平成19年度の有収率は72.0%となっており、有収率の向上により動力費等の節減を図る必要がある。また、物件費の一層の節減も必要とされる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="513 1330 689 1370">課 題</td> <td data-bbox="689 1330 1441 1370">徴収体制の見直し</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="513 1370 1441 1529">現年度収納率が平成18年度で97.1%、平成19年度が97.8%となっており、未収金が増加している。給水停止、滞納対策の強化が課題となっている。</td> </tr> </table>	課 題	料金水準の適正化	平成15年の改定以来、見直しを行っていないが、当町の家庭用10m ³ 当りの料金1,364円は全国平均1,470円（H18.4.1）、0.5～1.5万人の同規模給水人口団体平均1,683円（同）を下回っている。平成21年度より上水道料金体系を基本とし3ヶ年での段階的統一を行う予定である。（上水道家庭用10m ³ 1,942円）		課 題	給与水準・定員の適正化	平成19年度より支弁人件費を廃止している。平成21年度より予定している上水道との料金体系統一により平成23年度には、約8,600千円の増収が見込まれることから、人件費支弁のあり方も検討課題である。		課 題	資本投下の抑制	建設事業の実施にあたっては、町行政評価システムに沿った事業の再評価を行い、緊急性・必要性を勘案しながら効率的な事業推進を図る必要がある。		課 題	維持管理コストの節減	平成19年度の有収率は72.0%となっており、有収率の向上により動力費等の節減を図る必要がある。また、物件費の一層の節減も必要とされる。		課 題	徴収体制の見直し	現年度収納率が平成18年度で97.1%、平成19年度が97.8%となっており、未収金が増加している。給水停止、滞納対策の強化が課題となっている。	
課 題	料金水準の適正化																				
平成15年の改定以来、見直しを行っていないが、当町の家庭用10m ³ 当りの料金1,364円は全国平均1,470円（H18.4.1）、0.5～1.5万人の同規模給水人口団体平均1,683円（同）を下回っている。平成21年度より上水道料金体系を基本とし3ヶ年での段階的統一を行う予定である。（上水道家庭用10m ³ 1,942円）																					
課 題	給与水準・定員の適正化																				
平成19年度より支弁人件費を廃止している。平成21年度より予定している上水道との料金体系統一により平成23年度には、約8,600千円の増収が見込まれることから、人件費支弁のあり方も検討課題である。																					
課 題	資本投下の抑制																				
建設事業の実施にあたっては、町行政評価システムに沿った事業の再評価を行い、緊急性・必要性を勘案しながら効率的な事業推進を図る必要がある。																					
課 題	維持管理コストの節減																				
平成19年度の有収率は72.0%となっており、有収率の向上により動力費等の節減を図る必要がある。また、物件費の一層の節減も必要とされる。																					
課 題	徴収体制の見直し																				
現年度収納率が平成18年度で97.1%、平成19年度が97.8%となっており、未収金が増加している。給水停止、滞納対策の強化が課題となっている。																					
留意事項																					

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間の経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

今後の経営状況の見通し（法非適用企業）

(1) 収益的収支、資本的収支

(単位:百万円,%)

区 分		年 度	平成15年度 (計画前5年度) (決算)	平成16年度 (計画前4年度) (決算)	平成17年度 (計画前3年度) (決算)	平成18年度 (計画前々年度) (決算)	平成19年度 (計画前年度) (決算見込)	平成20年度 (計画初年度)	平成21年度 (計画第2年度)	平成22年度 (計画第3年度)	平成23年度 (計画第4年度)	平成24年度 (計画第5年度)
収益的 収 入	1 総 収 益 (A)		38	39	37	65	60	69	63	64	68	68
	(1) 営 業 収 益 (B)		38	39	37	33	35	35	38	41	44	44
	ア 料 金 収 入		38	39	37	33	35	35	38	41	44	44
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)											
	ウ そ の 他											
	(2) 営 業 外 収 益		0	0	0	32	25	34	25	23	24	24
	ア 他 会 計 繰 入 金					27	24	26	25	23	24	24
	イ そ の 他					5	1	8				
	2 総 費 用 (D)		54	53	44	49	40	49	37	38	41	38
	(1) 営 業 費 用		18	19	12	19	12	23	13	18	21	19
	ア 職 員 給 与 費		9	9	5	6	0	0	0	6	6	6
	ウ ち 退 職 手 当											
	イ そ の 他		9	10	7	13	12	23	13	12	15	13
(2) 営 業 外 費 用		36	34	32	30	28	26	24	20	20	19	
ア 支 払 利 息		36	34	32	30	28	26	24	20	20	19	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息												
イ そ の 他		0	0									
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		16	14	7	16	20	20	26	26	26	27	30
資本的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)		86	93	74	34	36	73	119	41	63	58
	(1) 地 方 債		9	12	0			38	89	14	27	27
	(2) 他 会 計 補 助 金		76	76	74	34	36	35	28	22	26	21
	(3) 他 会 計 借 入 金											
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金											
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金		1	5					2	5	10	10
	(6) 工 事 負 担 金											
	(7) そ の 他											
	2 資 本 的 支 出 (G)		70	79	62	52	56	93	144	70	90	87
	(1) 建 設 改 良 費		12	19					7	21	42	42
	ウ ち 職 員 給 与 費											
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)		58	60	62	52	56	93	137	49	48	45
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金											
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金												
(5) そ の 他												
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		16	14	12	18	20	20	25	29	29	27	29

収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	0	0	5	2	0	0	1	3	0	1
積 立 金 (K)										
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)				4	2	2	2	3	0	0
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)										
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	0	0	5	2	2	2	3	0	0	1
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)										
実 質 収 支 黒 字 (P)	0	0	5	2	2	2	3	0	0	1
(N)-(O) 赤 字 (Q)										
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)										
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	33.9	34.5	34.9	64.4	62.5	48.6	36.2	73.6	76.4	81.9
地 方 財 政 法 施 行 令 第 20 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)										
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	38	39	37	33	35	35	38	41	44	44
資 金 不 足 比 率 ((R)/(S)×100)										
積 立 金 現 在 高										
企 業 債 現 在 高	1055	1007	945	893	836	781	734	700	679	662
うち建設改良費・準建設改良費に係るもの	1055	1007	945	893	836	781	734	700	679	662
うちその他に係るもの										

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分	年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
		(計画前5年度) (決算)	(計画前4年度) (決算)	(計画前3年度) (決算)	(計画前々年度) (決算)	(計画前年度) (決算見込)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
収 益 的 収 支 分		0	0	0	27	24	26	25	23	24	24
	うち基準内繰入金				27	24	26	25	23	24	24
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち料金収入に計上すべき繰入等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち赤字補てん的なもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資 本 的 収 支 分		76	76	74	34	36	35	28	22	26	21
	うち基準内繰入金	49	48	47	17	25	26	23	20	19	16
	うち基準外繰入金	27	28	27	17	11	9	5	2	7	5
	うち赤字補てん的なもの	27	28	27	17	11	9	5	2	7	5
		76	76	74	61	60	61	53	45	50	45

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成15年度 (計画前5年度) (決算)	平成16年度 (計画前4年度) (決算)	平成17年度 (計画前3年度) (決算)	平成18年度 (計画前々年度) (決算)	平成19年度 (計画前年度) (決算見込)	平成20年度 (計画初年度)	平成21年度 (計画第2年度)	平成22年度 (計画第3年度)	平成23年度 (計画第4年度)	平成24年度 (計画第5年度)	
資金不足比率	(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
料金回収率	(%)	60.3	59.7	63.1	58.3	75.7	77.5	91.1	104.7	104.6	111.9	
総収支比率(法適用)	(%)											
経常収支比率(法適用)	(%)											
営業収支比率(法適用)	(%)											
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	33.9	34.5	34.9	64.4	62.5	48.6	36.2	73.6	76.4	81.9	
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)											
繰入金比率	収益的収入分	(%)	0.0	0.0	0.0	41.5	40.0	37.7	39.7	35.9	35.3	
	うち基準内繰入金	(%)	0.0	0.0	0.0	41.5	40.0	37.7	39.7	35.9	35.3	
	うち基準外繰入金	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	うち料金収入に計上すべき繰入金等	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	うち赤字補てん的なもの	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	資本的収入分	(%)	88.4	81.7	100.0	100.0	100.0	47.9	23.5	53.7	41.3	36.2
	うち基準内繰入金	(%)	57.0	51.6	63.5	50.0	69.4	35.6	19.3	48.8	30.2	27.6
	うち基準外繰入金	(%)	31.4	30.1	36.5	50.0	30.6	12.3	4.2	4.9	11.1	8.6
	うち赤字補てん的なもの	(%)	31.4	30.1	36.5	50.0	30.6	12.3	4.2	4.9	11.1	8.6

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率(%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率(%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率(%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率(%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率(%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率(%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率)(%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率(%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率(%) = 供給単価 1 / 給水原価 2 × 100

1 供給単価(円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

2 給水原価(円/m³) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率(%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方(前提条件)
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	平成15年の改定以来、見直しを行っていないが、当町の家庭用10m ³ 当たりの料金1,364円で、全国平均の1,470円を下回っているが、平成21年度より上水道との料金体系統一を段階的に予定している。料金収入については、近年人口は、減少傾向にあり、給水人口増もほとんど見込まれないことから、H20年度以降はH20年度収入推計値に段階的統一による増額分を計上している。
2 他会計繰入金の見込み	繰入金については、収支不足額を計上している。起債償還のピーク時の平成19年度より減少傾向にある。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	新規拡張は行わない。老朽化に伴い石綿管等布設替工事(H21～H25)を142,000千円予定している。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定(前提条件)について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

経営健全化に関する施策

項 目	の課題番号	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減		
地方公務員の職員数の純減の状況		<p>町集中改革プランでは、平成22年度末の削減率を10.15%と予定している。(平成18年度4人減、平成19年度3人減、平成20年度3人減、平成21年度4人減、平成22年度6人減) 簡易水道事業会計は、平成19年度より支弁人件費を廃止しているが、平成22年度以降は、支弁(1名)を予定している。</p> <p>進捗状況は以下のとおりである。</p> <p>平成18年度職員数197名(197名)、平成19年度職員数193名(193名)、平成20年度職員数190名(190名)、平成21年度職員数187名(185名)、平成22年度職員数183名(181名)、()内が実績及び見込み数。</p> <p>今後の職員数の見込は、以下のとおりである。</p> <p>平成23年度職員数176名、平成24年度職員数173名、平成25年度職員数165名。</p>
給与のあり方		簡易水道事業会計では、支弁人件費を廃止しているが、職員の給与のあり方については、以下のとおりである。
国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方		<p>人件費の適正化を図るため以下の取組を実施。</p> <p>平成16年度～高齢層職員昇級停止(56歳延伸、58歳停止)</p> <p>平成17年度～職員給与基本給5%減</p> <p>平成19年度(4月から)～給与構造改革に伴い8級制から6級制へ移行</p> <p>平成19年度(6月から)平成22年度～職員給与の職務の級に応じて7.5～8.5%、管理職手当の一律8.5%、期末・勤勉手当に係る役職加算の削減。</p> <p>地域手当については、国公準拠。</p>
技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		該当なし
退職時特昇等退職手当のあり方		退職時特別昇給制度なし。北海道市町村職員退職手当組合に加入しており、同組合の条例適用。
福利厚生事業のあり方		<p>北海道市町村職員共済組合に加入。</p> <p>給与～短期38.65/1000、介護4.49/1000、長期4月～9月88.075/1000・10月～3月90.2875/1000、</p> <p>期末～短期38.65/1000、介護3.59/1000、長期4月～9月70.46/1000・10月～3月72.23/1000。</p> <p>事業主負担については、適正と考えている。</p> <p>互助会等への公費負担は、50%以下。</p>
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やP F Iの活用等		
維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組		物件費は、既に旅費の見直し、事務用品の節減、及び印刷物等の外注廃止等により節減を図っているが、継続して削減を図る。維持補修費については、計画を策定のうえ、効率的、効果的に進める。表の維持管理費等については、台帳システムデータ及び修繕費を除いて計上している。
指定管理者制度の活用等民間委託の推進やP F Iの活用		施設の維持管理業務については、ほとんどを民間委託している現況にあり、指定管理者制度を活用した民間委託は考えていない。平成19年度から予定していた「開閉栓事務」「異常水量調査事務」の委託については適当な委託先がないことから検討中である。

経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	の課題番号	具 体 的 内 容
<p>3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保</p>		
<p>料金水準が著しく低い団体においては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組</p>		<p>上水道の料金体系を基本として、平成21年度より段階的料金統一(3ヶ年)を予定している。</p>
<p>4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入</p>		
<p>経営健全化や財務状況に関する情報公開</p>		<p>決算状況については町ホームページ、広報にて住民周知を図っている。</p>
<p>行政評価の導入</p>		<p>平成19年度から事務事業評価システムを町として運用開始。全事務事業から各課ごとに重点事業を選定し、1次評価、2次評価を経た行財政改革推進委員会での最終評価をもとに、改善策、予算への反映を行う。簡易水道事業の重点事項は現在ない。</p>
<p>5 その他</p>		<p>滞納対策の強化及びコンビニ収納の導入により未収金の減少を図る。又、平成19年度からコピー機等借り上げ機器の合理化及び事務用品の節減を実施。</p>

- 注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、に付した課題番号を引用しつつ、記入すること。
- 2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。
なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	平成19年度から簡易水道特別会計の支弁人件費を1名 0名に伴い単年で約6,000千円の効果となっており、平成21年度までの3ヶ年で約18,000千円の総効果額を見込んでいる。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	累積欠損金なし(上水道の料金体系を基本として、料金の適正化を図る)
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	効率的な維持管理の手法の導入等及び、料金を水道事業と段階的統一することにより基準外繰出しの解消を図りたい。
4 その他	

注1 上記各項目には、 で採り上げた経営課題に対応する取組として に掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数 職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、計画前年度を基準年度として、当該計画期間中の各年度との比較により改善額を算出し計上すること。ただし、当該見直し施策が計画前年度以前(計画前5年度の間に実施したものに限り)から実施しているものであって、当該見直し施策の改善効果が公営企業経営健全化計画の期間中においても継続するものについては、当該継続する改善額を計画期間中の各年度の改善額に計上して差し支えないこと。
5. 4による「改善額」が基準年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上し、計画期間内(又は計画前5年間)を通じての改善額しか算出できない項目については、当該計画期間内(又は計画前5年間)を通じての改善額を「計画合計」欄(又は「計画前5年間実績」欄)に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、 の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中の「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、 の「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること(旧簡易生命保険資金・公営企業金融公庫資金の補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画を提出する場合には、当該欄の記入は不要であること。ただし、旧簡易生命保険資金・公営企業金融公庫資金の補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画を提出する地方公共団体のうち、旧資金運用部資金の補償金免除繰上償還を希望する予定の団体にあつては、旧資金運用部資金の補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画を提出する際には当該資金の補償金免除額を上回る経営改善効果を示す必要があるため、計画策定にあたっては予め留意すること。)。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

線上償還に伴う経営改革促進効果(つづき)

2 年度別目標等
(1) 水道事業
年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成15年度 (計画前5年度) (決算)	平成16年度 (計画前4年度) (決算)	平成17年度 (計画前3年度) (決算)	平成18年度 (計画前々年度) (決算)	平成19年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成20年度 (計画初年度)	平成21年度 (計画第2年度)	平成22年度 (計画第3年度)	平成23年度 (計画第4年度)	平成24年度 (計画第5年度)	計画合計
【収入の確保】													
2	料金改定率	30.0%							8.9%	11.4%	10.1%		
	改善額(料金の適正化) 1	10	10	10	10	10	50	10	13	16	19	19	77
	未収金の徴収対策												
	改善額												
	一般会計負担金の額												
	改善額(負担金の確保等)												
	資産の有効活用												
	改善額(収入増額)												
	その他()												
	改善額												
【経費の削減】													
職員給与費の適正化													
	職員給与(退職手当以外)	9	9	5	6	0		0	0	6	6	6	
	改善額												
	給与水準												
	改善額												
1	その他(人員削減)												
	改善額					6	6	6	6	0	0	0	12
	職員給与(退職手当)												
	職員数(人)	1	1	1	1	0		0	0	1	1	1	
1	増減数(人)	0	0	0	0	1	1	0	0	1	1	1	
	維持管理費等	9	10	7	9	11		11	11	11	11	10	
4	改善額(適正化)	1	0	3	1	1	4	0	0	0	0	1	
	工事コスト 2												
	改善額(縮減額)												
	その他()												
	改善額												
	累積欠損金比率												
	増減												
	企業債現在高	1055	1007	945	893	836		781	734	700	679	662	
	増減	49	48	62	52	57		55	47	34	21	17	
	計画前5年間改善額 合計						60						90
	改善額 合計												29.7

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。
 2 各年度の「職員数」欄については、地方公営企業決算状況調査表の作成時点(翌年3月31日時点)の職員数を記入すること。
 3 1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。
 2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。
 4 改善額の算出方法については、当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
 5 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

(参考) 補償金免除額 29.7

経営状況

	平成15年度 (計画前5年度) (決算)	平成16年度 (計画前4年度) (決算)	平成17年度 (計画前3年度) (決算)	平成18年度 (計画前々年度) (決算)	平成19年度 (計画前年度) (決算見込)	平成20年度 (計画初年度)	平成21年度 (計画第2年度)	平成22年度 (計画第3年度)	平成23年度 (計画第4年度)	平成24年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6
年間総有収水量 (千m ³)	224	226	218	193	196	196	195	195	195	195
公称施設能力 (m ³ /日)	1,243	1,243	1,243	1,243	1,243	1,243	1,243	1,243	1,243	1,243
1日最大配水量 (m ³ /日)	1,011	1,103	1,187	1,126	1,157	1,157	1,157	1,157	1,157	1,157
最大稼働率 (%)	81.3%	88.7%	95.5%	90.6%	93.1%	93.1%	93.1%	93.1%	93.1%	93.1%
供給単価 (円/m ³)	169.9	172.4	170.4	173.1	176.2	175.7	191.9	207.6	223.3	223.3
給水原価 (円/m ³)	281.9	288.8	269.9	297.0	232.8	226.8	210.7	198.3	213.5	199.5

簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記入すること。

平成21年度までに統合計画を策定、平成24年度には統合予定。

供給単価	給水収益	/有収水量	供給単価	給水原価	総費用(維持管理費+利息)	基準内繰り入 地方債償還金	/有収水量
H20	35000	196	178.6	H20	31740	55035	196
H21	38000	195	194.9	H21	29162	52846	195
H22	41000	195	210.3	H22	25843	49530	195
H23	44000	195	225.6	H23	24923	48553	195
H24	44000	195	225.6	H24	24472	45198	195

(3) 経営指標等 算出根拠

			(計画前5年度)	(計画前4年度)	(計画前3年度)	(計画前々年度)	(計画前年度)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
			(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算見込)					
給水収益	(千円)	A	38,102	39,077	37,125	33,327	34,589	34,500	37,500	40,570	43,640	43,640
年間総有収水量	(m3)	B	224,226	226,613	217,878	192,578	196,307	196,307	195,451	195,451	195,451	195,451
総費用	(千円)	C	53,743	53,446	43,717	48,660	39,511	40,825	36,758	31,975	34,590	31,983
受託工事費	(千円)	D	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
基準内繰入金	(千円)	E	48,335	48,302	46,822	43,937	49,857	51,343	48,421	42,738	41,418	38,173
地方償還金	(千円)	F	57,806	60,307	61,903	52,474	56,055	55,035	52,846	49,530	48,553	45,189
給水原価 = [C - (D+E)+F] / B × 1000	(円/m3)	G	281.9	288.8	269.9	297	232.8	226.8	210.7	198.3	213.5	199.5
供給単価 = A / B × 1000	(円/m3)	H	169.9	172.4	170.4	173.1	176.2	175.7	191.9	207.6	223.3	223.3
料金回収率 = H / G × 100	(%)	I	60.3	59.7	63.1	58.3	75.7	77.5	91.1	104.7	104.6	111.9